

令和6年度静岡県電子処方箋導入促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、県内の保険医療機関及び保険薬局における電子処方箋管理サービスの導入等に係る経費について予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 目的

この補助金は、電子処方箋管理サービスの導入に向けた県内の保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）のシステム整備に係る費用の負担に対して補助金を交付することにより、電子処方箋の導入の促進を図ることを目的とする。

第3 対象

補助金の交付対象となる者は、県内の保険医療機関等の開設者（以下「補助事業者」という。）とする。

第4 補助対象経費

補助金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等の費用（以下「導入費用」という。）
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するための導入費用
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するための導入費用

第5 交付の算定方法

補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 第4に規定する補助対象経費の実支出額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表第4欄に定める補助限度額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額（要領に基づき基金から交付された補助金を除く。）を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。なお、算出された

額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第6 交付の条件

補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、オンライン資格確認等システムを活用して運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備（電子署名に必要なHPKIカード等の保有も含む。）し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施しなければならない。
- (2) 電子処方箋に関する取組（モニター、アンケート、セミナー、広報、データ提供等）について県から指示があった際は、協力しなければならない。
- (3) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を得なければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を得なければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を得て(7)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を得た場合には、その承認を得た日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (11) (1)から(10)までの条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を県に返納させることがある。

第7 交付の申請

交付申請は、交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める方法及び期限までに行わなければならない。

第8 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定兼交付確定（以下「交付決定等」という。）を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
- (2) (1)の場合において、申請内容が不相当と認められたときは、その内容を不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

第9 実績報告及び請求書

実績報告及び請求書は、第7に定める申請書をもって代えるものとする。

第10 補助金の交付

知事は、補助金の交付に当たっては、第8で決定した補助金の額を補助事業者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

第11 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- (2) 知事は、前項の報告があった場合は、補助事業者に当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第12 補助金の返還

- (1) 知事は、交付決定等後に交付要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により交付を受けた者に対して、交付決定等を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、補助金の交付決定等を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第13 書類の整備等

- (1) 補助事業者は、第7に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 補助事業者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第14 検査及び報告

- (1) 知事は、補助金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月29日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

別表（第5関係）

1 区分	2 対象施設	3 補助率	4 補助限度額
第4(1)の事業	大規模病院（病床数200床以上）	1／6	811千円
	病院（大規模病院以外）	1／6	543千円
	診療所、薬局	1／4	97千円
第4(2)の事業	大規模病院（病床数200床以上）	1／6	226千円
	病院（大規模病院以外）	1／6	167千円
	診療所	1／4	61千円
	薬局	1／4	64千円
第4(3)の事業	大規模病院（病床数200床以上）	1／6	1,003千円
	病院（大規模病院以外）	1／6	676千円
	診療所	1／4	135千円
	薬局	1／4	138千円

※金額はいずれも税込み